

議案第 1 1 3 号

損害賠償の額を定めることについて

勝山市昭和町 1 丁目地先の市道 7 - 3 9 号線において発生した物損事故について、損害賠償の額を次のとおり定める。

記

1 損害を賠償する相手方の住所及び氏名

住所

氏名

2 事故の概要

令和 4 年 2 月 3 日午後 0 時 1 0 分頃、勝山市昭和町 1 丁目地先にて、■■■■氏運転の乗用車が市道 7 - 5 0 号線を走行し、市道 7 - 3 9 号線との交差点を右折した際、側溝上に乗った右前タイヤにより跳ね上がったグレーチング蓋が、フロントフェンダ等に接触し損傷させたものである。

3 損害賠償の額 金 1 8 8 , 8 4 7 円

令和 4 年 3 月 1 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

物損事故による損害を賠償するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定により、この案を提出する。